

訪問看護医療DX情報活用加算について

当事業所では、2024年6月の診療報酬改定に伴い、より質の高い看護を目指し、医療DX推進体制に取り組んでいます。

健康保険証と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行っています。

取得した資格情報をもとに、今後、電子処方箋システムや電子カルテ共有サービスとの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を行います。

【目的】

オンライン資格確認をはじめとする医療DX推進を通して、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い看護を提供するため。

【資格情報の提供について】

資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

また、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

【施設基準】

(1) 「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織を使用して請求を行っています。

(2) 健康保険法第3条第13項に基づく電子資格確認を行う体制が整っています。

(3) 医療DX推進に関する体制を確立し、質の高い訪問看護の提供のために必要な情報を取得・活用します。

【加算内容】

訪問看護医療DX情報活用加算として、月1回50円を算定いたします。

【対象者】

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）をご利用されている方が対象です。

2025年1月1日

訪問看護ステーションたんぽぽ